制度の特徴

限度額

2,000万円

(1,500万円を超える場合、所定の 事業計画書の提出が必要となります)

期

運転資金 / 年以内(据置1年以内) 設備資金10年以内(据置2年以内) 利 率

1.25% (2024年4月1日現在) ※利率は金融情勢により変わる場合があります。 最新の利率は右下のQRコードからご確認ください

担保・ 保証。

不要です



ご利用いただける方

- ・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の事業所である。
- ・原則として6か月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること。
- ・秋田市内で1年以上事業を営んでいる。
- ・義務納税額(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している。
- ・ 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種である (一部の遊興娯楽事業等の方はご利用になれません)。 ※ご相談内容、経営状況によって、ご希望に添えない場合がございます。

新型コロナウイルス対策マル経(コロナマル経)※2024年6月末終了予定

〈ご利用いただける方〉

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高または過去6か月(最近1か月を含みます)の平均売上高が前 6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方または債務負担が重くなっている方(一定の要件を満たす必要 があります)で、商工会議所から経営指導を受けている方等(商工会議所の推薦が必要です)。

〈ご融資限度額〉別枠1,000万円

〈利 率〉

【当初3年間】0.75%

(注1)「特別利率F-0.5%」の適用限度額は、新型コロナウイルス感染症特別貸付における「基準利率-0.5%」の適用限度額に含まれます。

(注2) 2023年10月1日(日)のお申込受付分から、融資後3年目までの金利引下げ幅が縮小(基準利率-0.9%→基準利率-0.5%)となりました。

【4年目以降】特別利率1.25%

〈ご返済期間(うち据置期間)〉設備資金20年以内(据置5年以内)、運転資金20年以内(据置5年以内)

▶申込時に必要な書類

◆ 直近2期分の決算書、申告書(控)

◆ 既存借入金の明細書

◆ 最近時の試算表もしくは主要科目の内訳 (手形、売掛金、買掛金、借入金等)

- ◆ 商業登記簿謄本(最近3か月以内のもの、法人の場合)
- ◆ 法人税、法人事業税、法人住民税の領収書または納税証明書
- ◆ 所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書

◆ 営業許可証または認可証

- ◆ 見積書または契約書(設備資金希望の場合)
- マル経融資利用にあたっての事業計画書(今回の申込金額とマル経融資利用残高の合計が1,500万円を超える場合)

※必要に応じ、上記以外の書類をご提出いただく場合がございます。

申込方法

秋田商工会議所に 相談・申込

秋田商工会議所が 審査・推薦

日本政策金融公庫 国民生活事業が審査



◎ご相談はお気軽に秋田商工会議所まで◎

日本政策金融公庫・県・市の制度融資

本パンフレット記載内容は、2024年4月1日現在のものです。 利率は金融情勢によって変動いたしますので、記載されてい る利率と異なる場合がございます

使い みち	制度名	対 象 者	資金使途	限度額	期間(年)	据置(年)	年利率 (%)	保証料 (%)	保証人・担保等
新型コロナウィルスの影響により業況が悪化	新型コロナウイルス 感染症特別貸付 (公庫)	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況 悪化を来している方であって、次の1または2のいずれか に該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展すること が見込まれる方 1 次のいずれかに該当する方 (1)最近1か月間の売上高または過去6か月(最近1か月 を含みます。)の平均売上高が前6年のいずれかの年 の同期と比較して5%以上減少している方 (2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か 月間の売上高または過去6か月(最近1か月を含みま す。)の平均売上高(業歴6か月未満の場合は、開業 から最近1か月までの平均売上高)が次のいずれか と比較して5%以上減少している方 ①過去3か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10月から12月の平均売上高 (注)一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、 お近くの支店にお問い合わせください。	運転設備	8,000万円 (通常の公庫の 融資とは別枠)	20	5	基準利率より-0.5%。4年 目以降は基準金利。(注1) (注2) (注1) 中小企業基盤整 備機構が行う特別利子補 給制度(実質無利子化) は、2022年9月30日(金) のお借入申込受付分をも ちまして、取扱いが終了 となりました。 (注2) 基準金利は返済 期間などによって異なり ますので、詳細は公庫窓 口へお問い合わせくださ い。		無担保・無保証 望を様いなせす。 経情と大きをはいさまます。 (記等がれる要合証と大きながれるのでの場合証と、 海道保証とがでの場合証とは、 は、 は
	経営安定資金(県) ウィズ・アフター コロナ枠	次のいずれかに該当し、かつ経営行動計画書を策定した方①セーフティネット保証4号の認定を受けている②セーフティネット保証5号の認定を受けている③次のア又はイIからVIのいずれかに該当するア最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している II 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月と比較して5%以上減少している II 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算と比較して5%以上減少している II 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少している IV最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月と比較して5%以上減少している V最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少している V最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算と比較して5%以上減少している VI直近決算の売上高営業利益率が直近決算が開まと比較して5%以上減少している VI直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している	運転設備	1億円	10	5	1.55	対象①②は 0.20 対象③は 1.15以下	必要に応じて
業況	産業活力創造資金 【緊急経営支援資金枠】 (市)	次の①、②に該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、 売上高が前年同期比で20%以上減少し、「セーフティネット保証4号」の認定を受けた方。もしくは取引先の 倒産・撤退、自然災害等の被害により経営の安定に支 障を生じている方。 ②下記一般事業資金(市)①~⑤の要件を満たしている方	運転設備	3,000万円	10	2	1.55または 1.75 (要件によ る)	-	・保証人は原則 法人は代表者、 個人は不要 ・担保は必要に 応じ相談
業況が悪化して	経営安定資金(県) 通常枠	県内で1年以上事業を営んでいる方で、次のいずれかに該当する方 ①直近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している ②直前決算において赤字を計上 ③倒産企業に対して50万円以上の売掛債権等を有している ④破綻金融機関と取引のある者として <u>商工会議所等</u> の認定を受けた	運転設備	8,000万円 対象者④は別枠 5,000万円	10	2	1.55	1.55以下	・必要に応じて
しているとき	借換枠	既存の中小企業振興資金(中小企業災害復旧資金特別枠)、経営安定資金(緊急経済対策枠、新型コロナウイルス感染症対策枠、危機関連枠(新型コロナウイルス感染症対応)、危機対策枠、危機対策特別枠又は借換枠)を利用した金融債務の残高があり、適切な事業計画を有している	運転設備	2億8000万円	10	1	1.40	1.55以下	・商工会議所、 商工会の確認 等が必要
	特別改善枠	再生計画等に取り組み、次のいずれかの推薦を受けた方 ① <u>商工会議所</u> 、商工会連合会又はあきた企業活性化センター ②中小企業活性化協議会	運転設備	5,000万円 対象者②は 8,000万円	12	3	1.92	1.55以下	
	一般貸付(公庫)	個人又は法人で事業を営む方 (業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合 がございます)	運転設備	4,800万円	5 10	1 2	2.15~2.95 ※担保の 有無で金利	_	お客様のご要望 を伺いながらご 相談させていた
事業資金が必要なとき	県内で1年以 ①従業員数 宿泊業・竣 ②事業協同 員の3分の ③特定事業を	県内で1年以上事業を営み、次のいずれかに該当する方。 ①従業員数が20人(商業・サービス業は5人。ただし、宿泊業・娯楽業は20人)以下で特定事業を行う ②事業協同小組合で特定事業を行うこと、又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う。 ③特定事業を行う企業組合で組合員数が20人以下 ④特定事業を行う協業組合で従業員数が20人以下	運転	7,200万円	7 1	変動		きます。	
	(県)	⑤医業を主たる事業とする法人で従業員数が20人以下 ⑤医業を主たる事業とする法人で従業員数が20人以下 ただし①~⑤については、下記「小口支援枠」と併せ て融資残高2,000万円以内 ⑥特定事業を行う特定非営利活動法人で従業員数が20人 (商業又はサービス業は5人)以下 ※特定事業とは、中小企業信用保険法第2条第1項第1号 に規定する事業		2,000万円	8	2	- 1.95	0.45	必要に応じて
	一般事業資金(市)	次の要件を満たす中小企業者および組合等 ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ③事業歴が1年以上あり、現在も継続していること ④市税を滞納いていないこと ⑤営業許可、登録等を必要とする業種の場合、許認可を受けていること	運転設備	3,000万円	10	1	1.75	_	・保証人は原則 法人は代表者、 個人は不要 ・担保は必要に 応じ相談

使い みち	制度名	対 象 者	資金使途	限度額	期間(年)	据置(年)	年利率 (%)	保証料 (%)	保証人・担保等
新たな分野へ	事業革新資金(県)	県内で1年以上事業を営み(⑥~⑩を除く)次のいずれかに該当し、 <u>商工会議所等</u> から認定等を受けている方①「事業転換・多角化」「新市場進出」「海外進出」を行う②中小企業等経営強化法に基づく計画等の承認を受け、実施する③あきた企業活性化センターが行う所定の事業の認定・採択を受けた④商店街振興組合等の整備の基本方針に沿って、空き店舗の取得・改造・改装等を行う⑤地域観光振興計画に基づく事業を行う⑥特許法に基づく特許技術を有し、その実用化のための事業を行う⑦所定の研究機関で共同開発した技術・製品の実用化等のための事業を行う ⑧農商工等連携促進法に基づく計画等の認定を受け、実施する ⑨「環境調和型産業集積支援事業」の認定を受け、当該事業を行う ⑩異なる二者以上の企業者が連携して事業を行う	運転設備	1億円 対象者⑨は 2億円 対象者⑩は 5,000万円	10	3	1.30	0.6以下	必要に応じて
の進	産業活力創造資金(市)			- 1001					
の進出や新事業展開に取り組むとき	新分野進出 資金枠 新商品等開発 資金枠 農商工連携促進 資金枠	次のいずれかに該当する中小企業者(会社)で新たな分野の事業に取り組むとき ①親会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する親会社が市内に子会社を設立し、業種の異なる事業を行うこと ②子会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する設立後1年未満の子会社が、親会社とは異なる事業を行うこと ③既存の会社が融資を受ける場合 市内に登記簿上の本店と事業所を有する会社が既存の業種と異なる事業を行うこと ※いずれの場合も市税を滞納していないこと 次の要件を満たす中小企業者および組合等で新商品を開発するとき ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上有すること ④要領で定める、新製品等の研究開発および商品化を行うもの ⑤市税を滞納していないこと 次の要件を満たす中小企業者および組合等で農林漁業者と連携し新商品を開発するとき ①市内に1年以上住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を1年以上、現在も継続していること ④要領で定める、農業を表しまり、新製品等の研究開発および商品化を行うもの	運設転備	3,000万円	10	1	1.75 (借入から 3年間1.0% 利子補給) 1.75 (借入から 3年間1.5% 利子補給)	_	・保証人は原則 法人は代表者、 個人は不要 ・担保は必要に 応じ相談
経済構造変化に適応するため	海外展開・事業再編 資金 (公庫)	(⑤市税を滞納していないこと 経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ、次の1~3の全てに該当する方 1 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること 2 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること 3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の(1)~(4)のいずれかに該当すること (1)取引先の海外進出に伴い、海外展開すること (2)原材料の供給事情により、海外進出すること (3)労働力不足により、海外進出すること (4)国内市場の縮小により、海外進出すること (4)国内市場の縮小により、海外連出すること (5) が働力不足により、海外連出すること (6) 国内市場の縮小により、海外連出すること (7) 原列・地域に (7) 原列・域に (7) 原列・地域に (7) 原列・地域に (7) 原列・地域に (7) 原列・地域に (7) 原列・地域に (7) 原列・	運転設備	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円以内)	7 20	2	(基準) 2.15~ 2.95 ※条件に よって金利 変動	_	普通貸付 (公庫: 国民生活事業) と同様
事業を承継するとき	事業承継資金(県)	次のいずれかに該当し、 <u>商工会議所等</u> の認定を受けている方 ①破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別 清算開始、又は金融機関の取引停止処分が発生した企 等から事業の全部又は一部の譲渡を受けて当該事業を 行う方 ②事業の全部又は一部を取りやめる企業から、事業の譲 渡を受けて当該事業を行う者 ③事業承継により従業員等が代表となった法人(新代表 者が旧代表の三親等以内の親族である場合を除く) ④事業承継により経営等に支障が生じていることについ て、秋田県知事認定を受けた方	運転設備	1億円 対象④は 2億円	10	3	1.30(事業 引継ぎ支援 センター支 援案件等は 1.10%)	0.6以下	・必要に応じて ・商工会議所、 商工会の確認 等が必要

使い みち	制度名	対 象 者	資金使途	限度額	期間(年)	据置(年)	年利率 (%)	保証料 (%)	保証人・担保等
創業・起業にチャレンジするとき	新規開業資金 (公庫)	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注) (注)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。	運転設備	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円以内)	運転 10 設備 20	5	(基準) 2.15~ 3.20 ※条件に よって金利 変動	_	お客様のご要望 を伺いながらご 相談させて頂き ます
	新規開業資金 [女性、若者/シニア 起業家支援関連] (公庫)	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注)のうち、女性または35歳未満か55歳以上の方(注)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。							
	創業支援資金(県)	次のいずれかに該当する方 (1事業を営んでいない個人が、県内で新たに事業を開始しようとする具体的計画を有している又は事業開始後、5年を経過していない(2事業を営んでいない個人が、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない(3会社が事業を継続しつつ、県内で新たに会社を設立しようとする具体的計画を有している又は会社設立後、5年を経過していない(4事業を営んでいない個人が、県内で新たに開始した事業を承継する会社を設立し、当該事業開始後、5年を経過していない【経営者保証を不要とする国の全国統一制度対象資金】(3)2~4)に該当する方(税務申告1期末終了の場合、創業資金の1/10以上の自己資金を要する)	運転 設にだだ (ただ産金 (で動金は (なく)	3,500万円	10	3 (対象 ⑤は1 年)	1.30 (起業塾等 修了者・ 移住後3年 以内は 1.10%)	0.6 (対象⑤ は0.8)	・必要に応じて ※創業支び金 ⑤及び女援や② は者主要・商工会議所、 商工会の要 等が必要
	女性・若者支援枠	①上記①~④のいずれかに該当する女性または35歳未満の方 【経営者保証を不要とする国の全国統一制度対象資金】 ②上記⑤に該当する女性または35歳未満の方		2,500万円		3 (対象 ②は1 年)	1.10	なし (対象②は 0.2)	
	創業資金(市)	次の要件を満たす小規模企業者である法人等 ①市内に住所を有すること(法人は登記簿上本店の住所) ②市内に主たる事業所を有すること ③事業歴が5年未満であり、現在も継続していること ④市税を滞納していないこと ⑤商工会議所等が経営指導を行った事業計画書を提出すること(引き続き6か月以上経営指導を受けること)	運転設備	2,000万円	10	1	1.55 (起業塾 修了者は借 入から3年 間1.0%の 利子補給)	_	・保証人は原則 法人は代表者、 個人は不要 ・担保は必要に 応じ相談
	無担保・無保証人枠	上記①~⑤の要件を満たす株式会社、合同会社および企業 組合		1,000万円					不要
中心市街地の空き店舗	中心市街地出店促進 空き店舗利用資金 (市)	中心市街地へ出店する場合であって、次の要件を満たす、 卸売・小売業、飲食店、サービス業等の中小企業者および組合等 (1中心市街地の空き店舗等に入居し、改築すること (2県内に1年以上住所を有すること(創業の場合は1年未 満可) (3県内に主たる事業所を1年以上有すること (4)事業歴が1年以上あり、現在も継続していること (創業の場合は1年未満可) (5)店舗が所在する商店街団体から推薦を受けていること (6)市税を滞納していないこと	運転設備	5,000万円	10	0.5	1.75% (借入から 5年間1.5% の利子補 給)	_	・保証人は原則 法人は代表者、 個人は不要 ・担保は必要に 応じ相談

事業計画の作成、資金計画の立て方、開業諸手続きなど、 創業のためのアドバイスを行っておりますので、 お気軽にご相談ください。

※連絡先については、表紙に記載しております。

● 創業融資に係る相談時にご用意いただく書類

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書(設備資金が必要な場合)